

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和2年12月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2000343号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2000039号

第1 結論

昭和45年*月から昭和51年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年*月から昭和51年12月まで

私は、第3回特例納付期間(実施期間:昭和53年7月から昭和55年6月まで)に、A市役所で過去の未納分の国民年金保険料を分割して納付できることを聞いたので、金融機関の窓口で、納付書と金融機関の窓口にあった用紙を使用して、昭和54年3月から特例納付期間の終了までの間は毎月1万円を超える額を納付し、最後に金額は覚えていないが、残りの国民年金保険料をまとめて納付した。第3回特例納付期間が終了した後の昭和55年7月頃に、A市役所から請求期間に係る国民年金保険料の領収書が郵送されてきたことを覚えているので、調査の上、記録を訂正してほしいとして訂正請求を行ったが、記録訂正は認められなかった。

納付回数や保険料額について、はっきりとは覚えていないが、納付書を用いて金融機関の窓口で分割納付したことは確かなので、再度調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付し、第3回特例納付期間が終了した後の昭和55年7月頃に、当該期間に係る保険料の領収証書がA市役所から郵送されてきたとしているが、同市役所によると、制度上、市役所では納付できない特例納付保険料について、領収証書を郵送することは考えにくい旨回答している上、請求者は、金融機関の窓口では一度も領収証書を受け取っていないと陳述していること、ii) 請求者は、昭和54年3月から第3回特例納付期間が終了した昭和55年6月までの16か月間にわたり、毎月、金融機関で納付したとしているが、特定の者に対して保険料納付に関する事務処理を行政機関等が続けて誤るとは考えがたいこと、iii) そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に平成29年7月18日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の

決定が通知されている。

今回、請求者は、保険料の納付回数や保険料額について、はっきりとは覚えていないが、納付書を用いて金融機関の窓口で分割納付したことは確かであるとして、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回の請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。